

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭が就業、就学等の自立を促進するために必要な理由や病気等の理由により生活援助や子育て支援が必要な場合、又は生活環境の激変により日常生活の世話等必要なサービスを行います。 **(事前相談は予約が必要です。)**

対象となる方



市内に住所を有する20歳未満のお子さんのいる家庭であって、次のいずれかに該当するため、家事又は育児等の日常生活に支障をきたしている家庭

- ア ひとり親家庭となってから2年以内であり、生活環境が激変したため日常生活を営むのに支障が生じており、支援を必要とする場合
 - イ 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
 - ウ 就職活動及び母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等、自立促進に必要と認められる場合
 - エ 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な場合
 - オ 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合(所定内労働時間の就業を除く。)に定期的に生活援助及び保育サービスが必要な場合
- その他、ホームヘルプサービスが必要とされると市が認めた家庭

業務と利用料

事前相談により、利用時間及び必要な支援内容を計画していきます。

支援業務： 自宅に子がいる時間における生活援助・育児支援
 ・食事の世話 ・住居の掃除および整理整頓
 ・被服の洗濯および補修 ・育児 その他必要な用務
※利用決定時間中に行える範囲内のサービスとなります。

派遣料金： 申請者の所得によって 1 時間あたりの自己負担額が決まります。

問い合わせ先

< 予約・問合せ先 >

小金井市子ども家庭部子育て支援課 子育て支援係
 母子父子自立支援員 TEL042-387-9836

ひとり親家庭ホームヘルパーサービス

申請から支払いまでの流れ

